

⑨ 理容・美容サービス

ご希望により、理容・美容師の出張による理髪調髪サービスをご利用頂けます。

利用料金：実費

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の負担割合や、要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

また、厚生労働省が定める告示等により、令和3年9月末日までは新型コロナウイルス感染症対応のため、特例適用の金額となります。

1. 介護福祉施設サービス費基本部分（1日につき）単位：単位数 令和6年4月改定

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常	589	659	732	802	871

2. 介護福祉施設サービス費加算部分 単位：単位数 令和6年6月改定

加算名	単位数	加算条件	備考
夜勤職員配置加算	13 単位／日	夜勤を行う職員の数が、基準を上回って配置している場合 夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる職員を配置していること	入所定員 30～50 人
看護体制加算Ⅰ	6 単位／日	常勤の看護師を1名配置している場合	入所定員 30～50 人 Ⅱと重複算定可能
看護体制加算Ⅱ	13 単位／日	基準を上回る看護職員の配置をしており、看護職員と24時間の連絡体制を確保している場合	入所定員 30～50 人 Ⅰと重複算定可能
日常生活継続支援加算	36 単位／日	新規入所における重度者や認知症の方の割合が高く、介護福祉士の資格を保有する職員が、基準以上配置されている場合	サービス提供体制加算との重複算定は不可
個別機能訓練加算	12 単位／日	専従の機能訓練指導員を1名以上（入所者100人につき）配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画作成・実施していること。	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に 14.0%を乗じた単位数	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	

上記2の加算については、加算条件を事業所が満たした場合のみの算定となります。
（ご利用中に加算内容の変更をすることがあります。）